

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年7月8日
【会社名】	国際石油開発帝石株式会社
【英訳名】	INPEX CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 北村俊昭
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂五丁目3番1号
【電話番号】	03-5572-0233
【事務連絡者氏名】	広報・IRユニットジェネラルマネージャー 板野和彦
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂五丁目3番1号
【電話番号】	03-5572-0233
【事務連絡者氏名】	広報・IRユニットジェネラルマネージャー 板野和彦
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 38,136,000,000円 (注) 募集金額は、発行価額の総額であり、平成22年7月1日 (木)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株 式の終値を基準として算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	84,000株	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式。 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。

(注) 1 平成22年7月8日(木)開催の取締役会決議によります。

- 2 本募集とは別に、平成22年7月8日(木)開催の取締役会において、当社普通株式の日本国内における募集（以下「国内一般募集」という。）及び海外市場（ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売に限る。）における募集（以下「海外募集」という。）を行うことを決議しております。また、国内一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、野村證券株式会社が当社株主から84,000株を上限として借入れる当社普通株式の日本国内における売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。

国内一般募集及び海外募集等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 国内市場及び海外市場における当社普通株式の募集及び売出しについて」をご参照下さい。

- 3 本募集は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社を割当先として行う第三者割当増資（以下「本第三者割当増資」という。）であります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

- 4 当社は、普通株式と異なる種類の株式として、甲種類株式についての定めを定款に置いております。甲種類株式については、普通株式と同様、単元株制度を採用していないため単元株式数はなく、甲種類株式は、当社株主総会において議決権を有しておりません（ただし、法令に別段の定めがある場合はこの限りではない。）。当社は、経営上の一定の重要事項（当社定款所定の条件を満たす取締役の選解任、重要な資産の処分等、定款変更、合併その他の組織再編、資本の減少及び解散）の決定について、株主総会又は取締役会の決議に加え、甲種類株式に係る種類株主総会の決議が必要である旨の定めを定款に置いております。このような機能を有する甲種類株式を経済産業大臣が保有することにより、当社に対する経営支配や投機目的による敵対的買収等の危険を防止する手段として有効なものと考えられるとともに、ナショナル・フラッグ・カンパニーとして我が国向けエネルギーの安定供給の効率的実現の一翼を担うことが期待され、対外的な交渉や信用などの面で積極的な効果も期待できること等が、甲種類株式を発行した目的であります。

- 5 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	84,000株	38,136,000,000	19,068,000,000
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	84,000株	38,136,000,000	19,068,000,000

(注)1 本募集は、前記「1 新規発行株式」(注)3に記載のとおり、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村証券株式会社を割当先として行う第三者割当の方法によります。なお、当社と割当予定先との関係等は以下のとおりであります。

割当予定先の氏名又は名称		野村証券株式会社	
割当株数		84,000株	
払込金額		38,136,000,000円	
割当予定先の内容	本店所在地	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	
	代表者の氏名	執行役社長兼CEO 渡部 賢一	
	資本金の額	10,000百万円	
	事業の内容	金融商品取引業	
	大株主	野村ホールディングス株式会社 100%	
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	-
		割当予定先が保有している当社の株式の数 (平成22年3月31日現在)	330株
	取引関係	国内一般募集の共同主幹事会社であります。	
	人的関係	-	
当該株券の保有に関する事項		-	

2 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。

3 発行価額の総額、資本組入額の総額及び払込金額は、平成22年7月1日(木)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株 数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
未定 (注)1	未定 (注)1	1株	平成22年8月30日(月)	該当事項はあ りません。	平成22年8月31日(火)

(注)1 発行価格及び資本組入額については、平成22年7月26日(月)から平成22年7月28日(水)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に国内一般募集において決定される発行価額及び資本組入額とそれぞれ同一の金額といたします。

- 2 本第三者割当増資においては全株式を野村證券株式会社に割当て、一般募集は行いません。
- 3 野村證券株式会社は、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の取得予定株式数につき申込みを行い、申込みを行わなかった株式については失権となります。
- 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価格を払込むものとします。

(3) 【申込取扱場所】

場所	所在地
国際石油開発帝石株式会社 本店	東京都港区赤坂五丁目3番1号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほコーポレート銀行 本店	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
38,136,000,000	183,000,000	37,953,000,000

(注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2 払込金額の総額は、平成22年7月1日(木)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額上限37,953,000,000円については、本第三者割当増資と同日付をもって当社取締役会で決議された国内一般募集の手取概算額255,667,000,000円及び海外募集の手取概算額上限293,619,000,000円と合わせた手取概算額合計上限587,239,000,000円全額をインベックス西豪州ブラウズ石油株式会社を主とする当社の連結子会社への投融資資金に充当する予定であります。なお、インベックス西豪州ブラウズ石油株式会社は当社からの投融資資金を全額イクシスLNGプロジェクトの開発資金に充当する予定であります。

上記手取金は平成22年度から順次インベックス西豪州ブラウズ石油株式会社への投融資資金に充当する予定ですが、同社によるイクシスLNGプロジェクトへの投資のピークは3年後から5年間となることを想定しており、当社は同社における具体的な資金需要の発生までは上記手取金を安全な金融商品にて運用する予定であります。

なお、イクシスLNGプロジェクトを含む当社の主要プロジェクトの概要については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 当社グループの強み、戦略及び主要な資産について (2) 当社グループの戦略」及び同「(3) 主要な資産」をご参照下さい。当社グループは平成22年度から平成28年度までの7年間に総額4兆円程度の探鉱及び開発投資等を想定しておりますが、イクシスLNGプロジェクトへの投資総額はその半分程度となるものと見積もっております。上記主要プロジェクトの開発資金については、本第三者割当増資、国内一般募集及び海外募集からの手取金のほか、当社手元資金の利用及び銀行借入等(プロジェクト子会社におけるプロジェクト・ファイナンスや国際協力銀行からの借入及び独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の保証制度を活用した当社における市中銀行からの協調融資等を含む。)を検討しております。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 国内市場及び海外市場における当社普通株式の募集及び売出しについて

当社は、平成22年7月8日(木)開催の取締役会において、本第三者割当増資とは別に、当社普通株式の日本国内における募集(国内一般募集)及び海外市場(ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売に限る。)における募集(海外募集)並びに当社普通株式の日本国内における売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行うことを決議しております。

公募による新株式発行の発行株式総数は1,216,000株であり、国内一般募集株数566,000株及び海外募集株数650,000株(海外引受会社の買取引受けの対象株数566,000株及び海外引受会社に付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株数84,000株)を目処に募集を行います。その最終的な内訳は、需要状況等を勘案した上で発行価格等決定日に決定されます。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

2 オーバーアロットメントによる売出し等について

当社は、平成22年7月8日(木)開催の取締役会において、本第三者割当増資とは別に、国内一般募集及び海外募集を行うことを決議しておりますが、国内一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、野村證券株式会社が当社株主から84,000株を上限として借入れる当社普通株式の日本国内における売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。本第三者割当増資は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主から借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返却に必要な株式を野村證券株式会社に取得させるために行われます。

また、野村證券株式会社は、国内一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成22年8月24日(火)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、国内一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数(以下「取得予定株式数」という。)について、野村證券株式会社は本第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数とその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

野村證券株式会社が本第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村證券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

なお、上記の取引に関して、野村證券株式会社は、ゴールドマン・サックス証券株式会社及びみずほ証券株式会社と協議の上、これらを行います。

3 当社グループの強み、戦略及び主要な資産について

本項には将来に関する事項が含まれていますが、当該事項は、本有価証券届出書提出日(平成22年7月8日)現在において当社グループが判断したものであり、当該時点以後の社会経済情勢等の諸状況により変動することがあります。

(1) 当社グループの強み

当社グループは豊富な確認埋蔵量、推定埋蔵量及び予想埋蔵量を保有

当社グループは、石油・天然ガスの鉱区の取得から、探鉱、開発、生産、そして生産した原油・天然ガスの石油精製会社や電力・ガス会社への販売までを行うインディペンデント(独立)系石油・天然ガス上流企業であり、アジア・オセアニア地域において良好なポジションを確立しています。当社グループの確認埋蔵量及び推定埋蔵量は、2010年3月末時点で合計4,404百万BOE(Barrels of Oil Equivalent、「原油換算量」)であります。同時点における可採年数は、確認埋蔵量で10.0年、推定埋蔵量を加えると29.8年、予想埋蔵量を加えると34.5年に及びます。更に、イクシスLNGプロジェクト、ACG油田、カシャガン油田、ADMA鉱区及びアパディLNGプロジェクトのように、現在はその埋蔵量の一部又はすべてが予想埋蔵量や条件付資源量に含まれているプロジェクトの開発が進捗することで、当社グループの確認埋蔵量及び推定埋蔵量は更に増加すると見込んでいます。2006年の国際石油開発株式会社と帝国石油株式会社の経営統合により、当社グループは、世界のインディペンデント系石油・天然ガス上流企業と比肩する規模及び技術力を有するようになったと認識しています。

当社グループはバランスのとれた資産ポートフォリオ及び将来の生産量拡大のための大型開発案件を保有

当社グループは2010年3月末時点において、持分法適用関連会社及び事業投資先を含め、世界の26ヶ国において74の探鉱、開発及び生産プロジェクトを有し、アジア・オセアニア、ユーラシア及び中東と多様な地域で事業を推進しています。加えて、当社グループは、原油と天然ガスとの間でバランスのとれた資産ポートフォリオを有しており、2010年3月末時点における確認、推定及び予想埋蔵量の合計のうち原油の割合は54.3%、天然ガスの割合は45.7%となっています。アジア・オセアニア地域で計画中的の開発プロジェクトの進展に伴い、当社グループは生産地域が中東から他の地域へとシフトし、より多様化されていくことを見込んでいます。

更に、当社グループは、オーストラリアのイクシス及びインドネシアのアパディの2つの大型LNGプロジェクトの立ち上げに取り組んでいます。当社グループは、日本企業として初めてこのような大型LNGプロジェクトのオペレーター(操業幹事会社)を務めています。2つのプロジェクトから生産されるLNGは、現在の日本のLNG輸入量の約2割に相当する見込みです。更に、当社グループは、北カスピ海のカシャガン油田の権益も保有しています。同油田は、世界的な油田発見の歴史からみても有数の巨大油田であり、生産開始を2012年末に見込んでいます。

日本における安定供給を可能とする国内ガスパイプラインネットワークの拡充

日本における天然ガスの需要は年々増加しており、日本最大のガス田である南長岡ガス田は、2009年において国内天然ガス総生産量の4割を占めています。当社グループが生産・処理した天然ガスは、関東甲信越に広がる約1,400キロメートルの幹線パイプラインネットワークを通じて、沿線の都市ガス事業者及び工業用需要家に販売されています。当社グループは、パイプラインの拡充及び生産設備の増強を進め、国内の天然ガスビジネスの供給地域を広げています。2010年1月からは、静岡瓦斯株式会社からのLNG気化ガスを当社グループのパイプラインネットワークに導入し、中長期的な天然ガス供給能力の強化を図っています。

当社グループは強固な財務体質を持ち、国内制度金融の活用が可能

2010年3月末時点における当社グループの自己資本比率は68.9%であります。更に、2010年3月末時点における当社グループのキャッシュ・ポジションはネット・キャッシュであり、現預金、国債及びその他流動性の高い資産の総額が有利子負債の総額を上回っている状況であります。当社グループは、今回の増資により、財務体質を更に強化する所存であります。当社グループは、当該増資の完了が、現在開発準備中のプロジェクトの推進を支えるとともに、ビジネス・パートナー、顧客、当社グループのレンダー及び格付会社に対し、当社グループの強固な財務体質及び事業戦略へのコミットメントについてポジティブなメッセージを伝達すると期待しています。

当社グループの経営理念の一つに、日本へ安定的にエネルギー供給を確保することがあります。当社グループの開発準備中のプロジェクト等が独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(以下「資源機構」という。)及び国際協力銀行などが設けた基準を満たし、日本のエネルギー資源の確保にとって戦略的に重要である限り、当社グループは国内制度金融を継続的に利用できるものと期待しています。特に、オーストラリア及びインドネシアにおける当社グループの大型LNGプロジェクトは、地理的に日本と近接していることもあり、クリーンエネルギーの安定的な供給を確保するために重要と考えています。更に、カシャガン油田、ACG油田及びADMA鉱区などのプロジェクトを通じて、当社グループは引き続き、日本の原油の輸入において重要な役割を果たしていく所存です。プロジェクトへの資金サポートについては、その大部分を、資源機構による当社子会社への出資及び保証の提供並びに国際協力銀行などによる融資により確保する見込みです。

(2) 当社グループの戦略

オーストラリア及びインドネシアの大型LNGプロジェクトからの生産実現並びにカシャガン油田への投資

当社グループは、短中期的には、主要LNGプロジェクトであるイクシス及びアバディ並びに参加権益を保有しているカシャガン油田の開発に重点的に取り組みます。

イクシスについては、オーストラリア政府の最終的な承認を得る段階に入っており、日本の主要顧客との間で長期のLNG購入契約について交渉を行っています。また、アバディについても、しかるべき時期にマーケティング活動を開始する予定です。

大規模なオペレータープロジェクトをサポートするために、海洋での開発作業、並びにフローティングLNG生産・貯蔵・出荷施設、パイプライン及びLNGプラントの設計、建設及び操業といった幅広い分野において、技術及びマネジメントの専門的知見を拡充しています。

当社グループは、これらの分野において必要な人材を確保するために、アウトソーシング及び専門能力を有する人材の中途採用に積極的に取り組む所存です。

当社グループは、2010年4月1日から2017年3月31日までの7年間に、新規・既存プロジェクトに総額4兆円程度(資産化される金利相当額を除く。)の投資を予定しており、そのうちの大半をイクシス、アバディ及びカシャガン油田の各プロジェクトに投資する予定です。当社グループは、かかる投資により、ネット生産量を2009年度の日量40.54万BOE(原油換算量)から、2014年度には日量約44万BOE(原油換算量)、2019年度までには日量約70万BOE(原油換算量)へと増加させることを目標としています。

多様な地域における探鉱と開発への投資の継続

当社グループは、多様なオペレーションから得た投資に関する知識及びビジネス上の取引関係を活用して、積極的に新しい探鉱及び開発の機会を追求し、グローバルに権益を獲得していく所存です。

当社グループのオペレーションのコア・エリアはアジア・オセアニア地域と考えていますが、アフリカ、米州などにおけるプロジェクトも常に評価しています。当社グループは、原油及びガス、地域並びに契約形態において、多様な資産ポートフォリオの維持を継続する所存です。将来的な買収により取得する可能性のある新しいプロジェクトの寄与分を含め、当社グループの長期的な目標は2019年度までに日量80万～100万BOE(原油換算量)を達成することです。

日本におけるガス供給インフラの強化

当社グループは、首都圏を囲む関東甲信越に広がる、約1,400キロメートルの幹線パイプラインネットワークを保有しています。かかるネットワークは当初、国内の天然ガスへのアクセスを提供するために建設されましたが、海外から供給されるLNGと日本のガス市場とをつなぐために、当社グループはパイプラインの範囲と能力の拡充に向けて投資を続けています。特に、2009年7月に、直江津で新しいLNG受入基地の建設を開始しており、2014年に稼働開始見込みです。当該基地により当社グループのガスサプライチェーンが強化され、イクシスやアバディなどの主要海外LNGプロジェクトからのLNGの持ち込みが始まった際に、日本におけるガスの安定供給を可能とすることが期待できます。

非在来型、代替エネルギー資源の開発に関する調査

当社グループは、石油・天然ガスは当面、世界的に主要なエネルギーであり続けると考えていますが、より多様なエネルギーを供給する企業となることを長期的課題と位置付け、新エネルギーの開発及び供給にも取り組んでいます。非在来型エネルギー資源の分野においては、2007年にカナダのジョスリンオイルサンドプロジェクトに参加しました。地球環境問題への対応としては、二酸化炭素の地中貯留、天然ガスの液体燃料化技術、地下微生物を利用した枯渇油田の再生技術に取り組んでいます。当社グループは、長期的課題として、関連企業とのアライアンスや事業提携を通じて、代替エネルギー及び再生可能エネルギー・ビジネスを追求していく所存です。

(3) 主要な資産

以下において、当社グループの主要なプロジェクトの概要を記載します。

2010年3月末日時点において、当社グループは74プロジェクトを保有し、うち12プロジェクトではオペレーターを務めており、生産段階にあるのは36プロジェクトです。4プロジェクトは開発段階、34プロジェクトは探鉱段階であり、これらには開発段階の北カスピ海沖合鉦区（カシャガン油田）並びに開発準備段階のWA-37-R鉦区（イクシスLNGプロジェクト）及びマセラ鉦区（アバディLNGプロジェクト）が含まれます。また、米国の独立石油エンジニアリング会社であるDeGolyer and MacNaughtonの評価によれば、31プロジェクトで確認埋蔵量を保有しています。

当社グループは、安定した原油・天然ガスの生産を、マハカム沖鉦区（インドネシア）、ADMA鉦区（アラブ首長国連邦）、南ナトゥナ海B鉦区（インドネシア）、ACG油田（アゼルバイジャン）、バコ・ウンダンガス・コンデンセート田（チモール海共同石油開発地域）及び南長岡ガス田にて行っています。

2009年度における当社グループの生産量は、日本及びアジア・オセアニア地域が約55%を占め、中東地域が約33%を占めました。当社グループは、日本で1プロジェクト、アジア・オセアニア地域で34プロジェクト、ユーラシア（ヨーロッパ及び旧ソビエト連邦諸国（NIS諸国））地域で5プロジェクト、中東・アフリカ地域で18プロジェクト、米州で16プロジェクトを手掛けています。

下記一覧表は、2010年3月末日時点で当社グループがオペレーションを行う主要地域について記載しています。

プロジェクト	場所	オペレーター	パートナー	権益比率(%) ^(注) ₁	ステータス
日本:					
南長岡ガス田	新潟県、日本	当社		100.00	生産段階
アジア・オセアニア:					
マハカム沖鉱区	東カリマンタン沖合、 インドネシア	TOTAL	TOTAL(50.00%)	50.00	生産段階
アタカユニット	東カリマンタン沖合、 インドネシア	Chevron	Chevron(50.00%)	50.00	生産段階
南ナトゥナ海B鉱区	南ナトゥナ海B鉱区、 インドネシア	ConocoPhillips	ConocoPhillips(40.00%)、 Chevron(25.00%)	35.00	生産段階
ベラウ鉱区	バブア州、 インドネシア	BP	BP(48.00%)、 Nippon Oil(17.14%)、 KG Berau(12.00%)	10.06 ^{(注) 2}	生産段階
タンゲーLNGプロジェクト	タンゲーユニット、 ベラウ鉱区、 インドネシア	BP	BP(37.16%)、 CNOOC(13.90%)、 Nippon Oil(12.23%)、 KG Berau/ KG Wir iagar(10.00%)、 LNG Japan(7.35%)、 Talisman(3.06%)	7.17 ^{(注) 2}	生産段階
マセラ鉱区 (アバディLNGプロジェクト)	アラフラ海、 インドネシア	インベックスマセラ アラフラ海石油株 (当社連結子会社)	PT EMP Energi Indonesia ^{(注) 3} (10.00%)	90.00	開発準備 段階
JPDA03-12鉱区 (バユ・ウンダンガス・コ ンデンセート田プロジェク ト)	チモール海共同石油開発 地域	ConocoPhillips	ConocoPhillips(57.15%)、 ENI(10.99%)、 Santos(11.39%)、 Tokyo Timor Sea Resources(9.20%)	11.27	生産段階
WA-37-R鉱区 (イクシスLNGプロジェク ト)	西オーストラリア沖	インベックス西豪州 ブラウズ石油株(当 社連結子会社)	TOTAL(24.00%)	76.00	開発準備 段階
JPDA06-105鉱区 (キタン油田)	チモール海共同石油開発 地域	ENI	ENI(40.00%)、 Talisman(25.00%)	35.00	開発段階
WA-35-L鉱区 (ヴァンゴッホ油田)	西オーストラリア沖	Apache	Apache(52.50%)	47.50	生産段階
WA-43-L鉱区 (ラベンスワース油田)	西オーストラリア沖	BHPBP	BHPBP(40.00%)、 Apache(31.50%)	28.50	開発段階
ユーラシア:					
ACG油田	南カスピ海、 アゼルバイジャン	BP	BP(34.14%)、 Chevron(10.28%)、 SOCAR(10.00%)、 Statoil(8.56%)、 ExxonMobil(8.00%)、 伊藤忠石油開発株(3.92%)、 その他3社(15.10%)	10.00	生産段階
北カスピ海沖合鉱区(カ シャガン油田他)	北カスピ海、 カザフスタン	NCOC	ENI(16.81%)、 ExxonMobil(16.81%)、 KMG(16.81%)、 Shell(16.81%)、 TOTAL(16.81%)、 ConocoPhillips(8.40%)	7.56	開発段階
中東:					
ADMA鉱区	アラブ首長国連邦				生産段階
ウムシャイフ油田/ 下部ザクム油田		ADMA-OPCO	ADNOC(60.00%)、 BP(14.67%)、 TOTAL(13.33%)	12.00	
上部ザクム油田		ZADCO	ADNOC(60.00%)、 ExxonMobil(28.00%)	12.00	
ウムアダルク油田		ZADCO	ADNOC(88.00%)	12.00	
サター油田		ZADCO	ADNOC(60.00%)	40.00	
アザデガン油田	イラン	NICO	NICO(90.00%)	10.00	開発段階

プロジェクト	場所	オペレーター	パートナー	権益比率(%) ^(注)	ステータス
アフリカ:					
コンゴ民主共和国沖合鉱区	コンゴ民主共和国沖	Perenco	Perenco(50.00%)、 Chevron(17.72%)	32.28	生産段階
ウエスト・バクル鉱区	エジプト	EPEDECO(当社連結 子会社)		100.00 ^{(注) 4}	生産段階
エル・オアール / 鉱区	アルジェリア	ENI	Sonatrach(67.33%)、 ENI(22.38%)	10.29	開発協議 段階
米州:					
ジョスリンオイルサンドプ ロジェクト	アルバータ州、 カナダ	TOTAL	TOTAL(75.00%)、 Occidental(15.00%)	10.00	開発準備 段階
コバ・マコヤ鉱区	ベネズエラ	Gas Guarico S.A. (当社連結子会社)	PDVSA(30.00%)	70.00 ^{(注) 5}	生産段階
グアリコオリエンタル鉱区	ベネズエラ	PDVSA	PDVSA(70.00%)	30.00 ^{(注) 6}	生産段階
シップショール72鉱区、 メインバス118鉱区、 ウエストキャメロン 401/402鉱区、 ルイジアナSL19372鉱区	メキシコ湾浅海域、 アメリカ合衆国				生産段階
シップショール72 区		PetroQuest	PetroQuest(50.50%)、 その他(24.50%)	25.00	
メインバス118鉱区		ExxonMobil	ExxonMobil(50.00%)、 その他(40.00%)	10.00	
ウエストキャメロン 401鉱区		PetroQuest	PetroQuest(38.00%)、 その他(37.00%)	25.00	
ウエストキャメロン 402鉱区		PetroQuest	PetroQuest(25.00%)、 その他(50.00%)	25.00	
ルイジアナSL19372 鉱区		PetroQuest	PetroQuest(41.25%)、 その他(40.00%)	18.75	
フラージ鉱区	北カンボス沖合、 ブラジル	Chevron	Chevron(51.74%)、 Petrobras(30.00%)	6.85 ^{(注) 7}	生産段階

(注) 1 当社の持分法適用関連会社を通じて所有しているプロジェクトの権益は、持分法適用関連会社がそれぞれのプロジェクトにおいて保有している権益比率に当該持分法適用関連会社への当社の持分の保有割合を乗じて計算されます。連結子会社の権益は、当社が当該連結子会社の持分を100%保有しているかいないかにかかわらず、連結子会社が保有している権益すべてを表示しています。

- MI Berau B.V.は、当社が44%の持分を保有する持分法適用関連会社であり、ベラウ鉱区権益の22.86%、タンゲールLNGプロジェクト権益の16.30%を保有しています。
- 2009年11月、当社はPT EMP Energi Indonesiaとの間で10%の権益を譲渡する合意を締結しました。権益の譲渡は、インドネシア政府の承認及びその他の条件を満たすことにより発効します。
- エジプト石油開発株式会社(EPEDECO)は、当社が52.7%の持分を保有する連結子会社であり、ウエスト・バクル鉱区権益の100%を保有しています。
- Gas Guarico S.A.は、ベネズエラ石油株式会社及びTeikoku Oil and Gas Venezuela C.A.を通じて当社が70%の持分を保有する連結子会社であり、コバ・マコヤ鉱区権益の100%を保有しています。
- Petroguarico S.A.は、ベネズエラ石油株式会社及びTeikoku Oil and Gas Venezuela C.A.を通じて当社が30%の持分を保有する持分法適用関連会社であり、グアリコオリエンタル鉱区権益の100%を保有しています。
- Frade Japao Petroleo Limitada(FJPL)は、インベックス北カンボス沖石油株式会社を通じて当社が37.5%の持分を保有する持分法適用関連会社であり、フラージ鉱区権益の18.26%を保有しています。

3 大主要開発及び開発準備段階プロジェクト

WA-37-R鉱区(イクシスLNGプロジェクト)

当社は、1998年8月に公開入札により西オーストラリア州沖合WA-285-P鉱区の権益を取得しました。当社はオペレーターとして同鉱区の探鉱作業を推進し、2000年に大規模なガス・コンデンセート田、イクシスの発見に成功しています。2009年9月には、イクシスガス・コンデンセート田をカバーするブロックにつきWA-37-R鉱区としてリテンションリースを付与されており、それ以外のブロックでは、これまで通りWA-285-P鉱区として探鉱作業を継続しています。

イクシスガス・コンデンセート田では、現在までに8坑の試探掘井の掘削を完了し、大型ガス・コンデンセートプロジェクトの実現に十分な埋蔵量を確認しています。2008年9月にLNGプラント建設予定地をダーウィンに決定、2009年1月に同プラントの基本設計に着手するとともに、同年4月にはダーウィン事務所を開設、沖合生産施設(パイプラインを含む)等の基本設計作業(FEED)も開始する等、精力的にプロジェクトを推進しており、現在は、エンジニアリング作業、フィールドデータ収集、環境影響アセスメントなどの開発準備作業及びLNGマーケティングに積極的に取り組んでいます。なお、かかる基本設計作業、政府許認可、LNGマーケティング等の準備手続きが完了次第、最終投資決定を行う予定であり、その時期を2011年第4四半期に予定しています。LNG、コンデンセート及びLPGは、2016年第4四半期から商業生産を開始する計画であり、生産・販売量は、年間約840万トンのLNG及び日量約10万バレル(ピーク時)のコンデンセート並びに年間約160万トンのLPGを予定しています。

WA-37-R鉱区の概要は以下のとおりであります。

当社権益比率 : 76%
オペレーター : インパックス西豪州ブラウズ石油㈱(当社連結子会社)
鉱区面積 : 913平方キロメートル
水深 : 90~340メートル

マセラ鉱区(アバディLNGプロジェクト)

当社は、1998年11月に公開入札によりインドネシア政府と生産分与契約を締結し、マセラ鉱区の権益を100%取得しました。当社はオペレーターとして探鉱作業を推進し、2000年10月に掘削した試掘第1号井によりアバディガス・コンデンセート田を発見しています。これは、インドネシア領アラフラ海域における初の炭化水素(石油・天然ガス)の発見となりました。その後、2002年に掘削した評価井2坑によりガス層の拡がりを確認し、引き続き埋蔵量評価及び開発方式選定のための評価・検討を実施しました。2007年5月より2008年7月までアバディガス・コンデンセート田の埋蔵量評価の精度向上のため4坑の追加評価井掘削作業を実施し、いずれにおいてもガス層の拡がりを確認しました。また、これと並行してフローティングLNGの概念設計作業を実施しました。これらの結果を踏まえて、2008年9月にフローティングLNGでの開発を想定したアバディガス・コンデンセート田の開発計画をインドネシア政府に提出し、それに対する基本承認を得ました。基本承認された開発計画における開発コンセプトの骨子は以下のとおりであります。

フローティングLNGによる開発方式
埋蔵量の多い北部を中心に初期開発
LNG生産量は年間450万トン、コンデンセート生産量は日量13,000バレル
生産開始目標 : 2016年

現在インドネシア政府は上記開発計画について第三者評価作業を実施しており、上記開発計画は調整される可能性があります。

今後はかかる第三者評価作業を踏まえて、アバディガス・コンデンセート田開発に向けて基本設計作業、環境社会影響評価等の各種作業の実施を予定しています。

マセラ鉱区の概要は以下のとおりであります。

当社権益比率 : 90%*
*2009年に10%の権益についてPT EMP Energi Indonesia社への譲渡に合意。先行条件の充足により発効予定。上記権益比率は、当該譲渡の発効を前提とした数字
オペレーター : インパックスマセラアラフラ海石油㈱(当社連結子会社)
鉱区面積 : 3,221平方キロメートル
水深 : 400~800メートル

北カスピ海沖合鉱区(カシャガン油田)

当社は、1998年9月にカザフスタン共和国北カスピ海沖合鉱区に参加し、1999年9月より掘削された試掘第1号井にてカシャガン油田を発見しています。カシャガン油田は、カザフスタン領カスピ海における最初の発見であり、世界的な油田発見の歴史からみても有数の巨大油田です。

同油田では、段階的な油田開発が予定されており、現在第一段階開発(Experimental Program)が進められています。第一段階開発では、2012年末の生産開始を計画しており、日量30万バレルから45万バレルまで逐次生産量を増加させていくことが見込まれています。また、計画では全体開発完了時に日量150万バレルの生産量を達成することを目標としています。また、カシャガン油田のほかに、カラムカス、南西カシャガン、アクトテ、カイランの4構造にて炭化水素の存在が確認されており、カシャガン油田開発と並行してこれら既発見構造の評価作業を進め、同鉱区からの更なる生産拡大を検討しています。

北カスピ海沖合鉱区の概要は以下のとおりであります。

当社権益比率 : 7.56%
オペレーター : North Caspian Operating Company
鉱区面積 : 4,639平方キロメートル
水深 : 3~7メートル

生産中の主要なプロジェクト

南長岡ガス田及び国内天然ガスパイプラインネットワーク

当社が1979年に発見し、1984年より生産を開始した南長岡ガス田は、生産開始から20年以上経過した現在も我が国の天然ガス総生産量の4割を占める、日本最大級のガス田です。生産・処理された天然ガスは、関東甲信越に広がる総延長約1,400キロメートルの幹線パイプラインネットワークを通じて、沿線の都市ガス事業者及び工業用需要家に販売されています。

天然ガスは、ほかの化石燃料に比べて環境負荷が低いクリーンエネルギーであり、またここ数年の競合エネルギー価格の上昇を受け、急激に需要が拡大しています。新規地域への積極的なパイプライン展開による供給地域拡大を背景として、今後も中長期的には年間20~30億立方メートル規模の需要を想定しています。

こうした成長を支えるため、パイプラインネットワークの拡充に加え、生産設備の増強を進めているほか、2010年からは静岡瓦斯株式会社よりLNG気化ガスを導入することにより、供給能力と安定性の飛躍的向上を図っています。更に、2014年の運用開始を目標として日本海側の新潟県上越市直江津港にLNG受入基地を建設しています。この直江津LNG受入基地の建設により、将来的に当社グループの海外ガス資産と国内ガス市場とを結ぶガスサプライチェーンの構築を目指しています。

南長岡ガス田を含む国内における生産量は以下のとおりであります。

天然ガス : 約4.2百万立方メートル*
原油 : 約4,000バレル*

*2009年度平均日産量

マハカム沖鉱区

当社は、1966年10月にインドネシア政府と生産分与契約(PS契約)を締結し、マハカム沖鉱区の権益を100%取得しました。マハカム沖鉱区では、1970年7月に当社保有権益のうち50%をTOTAL社に譲渡し、その後ブカパイ油田、ハンディル油田、タンボラ油ガス田、トゥヌガス田、ペチコガス田及びシシ・ヌビガス田などを逐次発見、それぞれの油ガス田で原油及び天然ガスの生産を続けています。

生産された原油とコンデンセートは、積み出し基地(サンタンターミナル及びスニパターミナル)から日本の石油精製会社、電力会社などへタンカーで出荷されています。天然ガスは主として世界最大級のボンタンLNGプラントへ供給され、日本をはじめとする需要家向けに出荷されています。

マハカム沖鉱区に関する生産分与契約は、2017年までの20年間の延長を得ており、引き続き当社グループ事業の中心的役割を果たす主力鉱区となっています。また、2017年以降のさらなる契約期間の延長を目指してインドネシア当局と協議を進めています。

マハカム沖鉱区の概要は以下のとおりであります。

当社権益比率	: 50%
オペレーター	: TOTAL社
生産量	: 天然ガス 日量約26億立方フィート*、原油・コンデンセート 日量約79,000バレル*
	*2009年度平均日産量
鉱区面積	: 2,733平方キロメートル
水深	: ~100メートル

南ナトゥナ海B鉱区

当社は、1977年7月に既発見のウダン油田を含む南ナトゥナ海B鉱区の権益を17.5%取得しました。更に、1994年1月に同鉱区の17.5%の権益を追加取得し、当社の参加権益比率は35%となりました。当社参画以降も、ベラナック油ガス田、ヒウガス田、ノースブルットガス田、ベリダ油ガス田、スンピラン油田及びクリシ油ガス田などの油ガス田を続けて発見しています。

原油に関しては、1979年以降生産を続けています。またガスに関しては、1999年1月にインドネシア初の海外向けパイプラインによるシンガポール向けガス販売契約を締結し、2001年より同鉱区並びに隣接するナトゥナ海A鉱区及びカカップ鉱区の3鉱区から供給しています。更に2002年には、新たにマレーシア向けのガス販売を開始しており、これを受け同鉱区の実生産分与契約は2028年まで延長されています。

世界でも有数の規模を誇るFPSO(Floating Production, Storage and Offloading system: 浮遊式海洋石油・ガス生産貯蔵出荷施設)により生産作業を行うベラナック油ガス田では、2004年12月より生産中の原油及びコンデンセートに加え、2007年4月にLPGの生産を開始しています。また、2006年、2007年にそれぞれ生産を開始したヒウガス田、クリシ油ガス田に続き、2009年11月にはノースブルットガス田からの生産を開始しました。

南ナトゥナ海B鉱区の概要は以下のとおりであります。

当社権益比率	: 35%
オペレーター	: ConocoPhillips社
生産量	: 天然ガス 日量約3億立方フィート*、原油 日量約58,000バレル*、 LPG 日量約11,000バレル*
	*2009年度平均日産量
鉱区面積	: 11,162平方キロメートル
水深	: ~100メートル

JPDA03-12鉱区(バコ・ウندانガス・コンデンセート田プロジェクト)

当社は、1993年4月にオーストラリアと東チモールの共同管理下にあるチモール海共同石油開発地域(JPDA)に存在するJPDA03-12 鉱区の権益を取得しました。同鉱区における探鉱作業の結果、エラン、カカトゥア、カカトゥアノース及びウندانの各構造で原油・ガスの発見に成功しました。

エラン/カカトゥア/カカトゥアノース油田では、1998年に生産を開始しましたが、自然減退により2007年に生産を停止しました。

また、ウندان構造は、隣接するJPDA03-13鉱区のバコ構造と一体であることから、両鉱区の権益保有者によってバコ・ウندانユニットを設定し、バコ・ウندانガス・コンデンセート田として共同開発し、2004年よりコンデンセート及びLPGの生産を開始しています。天然ガスについては、2005年8月に締結した東京電力株式会社及び東京瓦斯株式会社との年間300万トンのLNG販売契約に基づき、約500キロメートルの海底パイプラインにより、豪州北部準州ダーウィン市近郊に建設したLNGプラントまで輸送・液化し、2006年2月よりLNGの供給を行っています。

JPDA03-12鉱区の概要は以下のとおりであります。

当社権益比率： 19.07% (バコ・ウندانユニット：11.27%)

オペレーター： ConocoPhillips社

生産量： 天然ガス 日量約5億立方フィート*、
原油・コンデンセート 日量約60,000バレル*、
LPG 日量約37,000バレル*
*2009年度平均日産量

鉱区面積： 595平方キロメートル

水深： 約80メートル

ACG(アゼリ・チラグ・グナシリ)油田

当社は、2003年4月にアゼルバイジャン南カスピ海沖合のACG(Azeri・Chirag・Gunashli:アゼリ・チラグ・グナシリ)油田の権益を10%取得しました。

ACG油田では、段階的開発を実施してきており、既に生産中であったチラグ油田に加え、2005年2月にアゼリ油田中央部、2005年12月にアゼリ油田西部、2006年10月にアゼリ油田東部、そして2008年4月にグナシリ油田深海部より原油生産を開始しています。更に、2010年3月にはチラグ油田及びグナシリ油田深海部の浅層を含む大規模な追加開発となるチラグオイルプロジェクト開発計画がアゼルバイジャン政府により承認されています。本追加開発による生産開始は2013年後半を予定しています。

生産された原油は、主として2006年6月に本格稼働を開始した主力の輸送ルートであるBTCパイプラインによりバクーからグルジアを経由してトルコのジェイハンまで輸送され、地中海より出荷されています。

ACG油田の概要は以下のとおりであります。

当社権益比率： 10%

オペレーター： BP社

生産量： 原油 日量約830,000バレル*
*2009年度平均日産量

鉱区面積： 432平方キロメートル

水深： 100~400メートル

アブダビ海洋コンセッションエリア(ADMA鉱区)

当社は、2004年5月に完全子会社化したジャパン石油開発株式会社を通じて、アラブ首長国連邦アブダビ沖のADMA鉱区権益に参加し、現在5油田より原油を生産しています。同社が開発に深く関与し、あるいは開発を手掛けた同海域最大の油田である上部ザクム油田、ウムアダルク油田及びサター油田については、それぞれ1982年、1985年及び1987年の生産開始以来、順調に生産を継続しています。また、ウムシャイフ油田及び下部ザクム油田については、それぞれ1962年及び1967年より順調に生産を続けています。生産された原油はパイプラインによりダス島又はジルク島に送られ出荷されています。

なお、現在、生産量維持・拡大のため、有望未開発構造の開発計画策定、ウムシャイフ油田における新ガス圧入施設建設、下部ザクム油田における追加ガス処理施設の設置及び上部ザクム油田の人工島を利用した再開発計画策定などの諸作業が行われています。

ADMA鉦区の概要は以下のとおりであります。

当社権益比率 : 12% (ウムシャイフ油田、下部ザクム油田、上部ザクム油田、ウムアダルク油田)、40% (サター油田)

オペレーター : ADMA-OPCO社 (ウムシャイフ油田、下部ザクム油田)、ZADCO社 (上部ザクム油田、ウムアダルク油田、サター油田)

鉦区面積 : 5,946平方キロメートル

水深 : 10~20メートル

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第4期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）平成22年6月24日関東財務局長に提出

2【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成22年7月8日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成22年6月30日に関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成22年7月8日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を平成22年7月8日に関東財務局長に提出

（注） なお、発行価格等決定日に本3の臨時報告書の訂正報告書が関東財務局長に提出されます。

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書（第4期事業年度）に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成22年7月8日）までの間において変更及び追加がありました。以下の内容は、当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、当該変更及び追加箇所については__罫で示しております。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、下記の「事業等のリスク」に記載されたものを除き、本有価証券届出書提出日（平成22年7月8日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

[事業等のリスク]

以下には、当社グループの事業展開上のリスク要因となる可能性があると考えられる主要な事項を記載しております。また、必ずしも事業上のリスクに該当しない事項についても、投資家の投資判断上重要と考えられる事項については、投資家及び株主に対する情報開示の観点から積極的に開示しております。なお、以下の記載は、当社グループの事業上のリスクをすべて網羅するものではありません。

また、本項の記載中、将来に関する事項については、別途記載する場合を除いて本有価証券届出書提出日（平成22年7月8日）現在での当社グループの判断であり、当該時点以後の社会経済情勢等の諸状況により変更されることがあります。

1 石油・天然ガス開発事業の特徴及びリスクについて

(1) 探鉱・開発・生産に成功しないリスク

一般的に、鉱区権益を取得するためには、対価の支払いが必要となります。また、資源の発見を目的とした探鉱活動に際して、調査・試掘等のための費用（探鉱費）が必要となり、資源を発見した場合には、その可採埋蔵量、開発コスト、産油国（産ガス国を含む、以下同じ。）との契約内容等の様々な条件に応じて一段と多額の開発費を投ずる必要があります。

しかしながら、開発・生産が可能な規模の資源が常に発見できるとは限らず、近年の様々な技術進歩をもってしてもその発見の確率はかなり低いものとなっており、また、発見された場合でも商業生産が可能な規模でないことも少なくありません。このため、当社グループでは、探鉱投資に係る費用については連結決算上保守的に認識しており、コンセッション契約（国内における鉱業権並びに海外におけるパーミット、ライセンス又はリースを含む。）の場合には100%費用計上し、生産分与契約の場合は探鉱プロジェクトの投資については100%引当金を計上し、財務の健全性を保持しております。なお、開発プロジェクトの投資であっても、個別のプロジェクトの状況から回収できない可能性がある場合は、個別に回収可能性を勘案し、引当金を計上しております。

当社グループでは、保有する可採埋蔵量及び生産量を増加させるために、有望な鉱区には常に関心を払い、今後も探鉱投資を継続する一方、既発見未開発鉱区や既生産鉱区の権益取得等を含めた開発投資を組み合わせることにより、探鉱・開発・生産各段階の資産の総合的なバランスの中で投資活動を行っていく方針です。

探鉱及び開発（権益取得を含む。）は、当社グループの今後の事業の維持発展に不可欠な保有埋蔵量を確保する上で必要なものでありますが、各々に技術的、経済的リスクがあり、探鉱及び開発が成功しない場合には、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 原油、コンデンセート、LPG及び天然ガスの埋蔵量

確認埋蔵量（proved reserves）

当社は、当社グループの主要な確認埋蔵量（proved reserves）について、米国の独立石油エンジニアリング会社であるDeGolyer and MacNaughtonに評価を依頼しました。同社が評価した確認埋蔵量の定義は、米国の投資家に広く知られている米国証券取引委員会規則S-X Rule 4-10(a)に従っており、評価に決定論的手法または確率論的手法のいずれが用いられているかに関わらず、地質的・工学的データの分析に基づき、既知の貯留層から、現在の経済条件及び既存の操業方法の下で、評価日時点以降操業権を付与する契約が満了する時点まで（契約延長に合理的確実性があるという証拠がある場合は延長が見込まれる期間が満了する時点まで）の間に、合理的な確実性をもって生産することが可能である石油・ガスの数量となっております。また、確認埋蔵量に分類されるためには、炭化水素を採取するプロジェクトが開始されているか、妥当な期間内にプロジェクトを開始することにつき合理的な確信をオペレーターが持っていなければならず、埋蔵量の定義の中でも保守的な数値として広く認識されております。ただし、かかる保守的な数値ではあっても、将来にわたる生産期間中に、確認埋蔵量が全量生産可能であることを保証する概念ではないことに留意を要します。

当社グループ（持分法関連会社分を含む）の原油、コンデンセート、LPG及び天然ガスの確認埋蔵量については、当社の有価証券報告書（第4期事業年度）に記載の「第一部 企業情報 第1 企業の概況 3 事業の内容 (2)当社グループの埋蔵量」をご参照下さい。

推定埋蔵量（probable reserves）及び予想埋蔵量（possible reserves）

当社は、米国証券取引委員会規則に基づく確認埋蔵量のほかに、石油技術者協会（SPE）、世界石油会議（WPC）、米国石油地質技術者協会（AAPG）及び石油評価技術者協会（SPEE）の4組織により策定されたPetroleum Resources Management System 2007（PRMS）に基づく当社グループの推定埋蔵量及び予想埋蔵量の評価を、米国の独立石油エンジニアリング会社であるDeGolyer and MacNaughtonに依頼しました。推定埋蔵量の定義は、4組織により策定されたPRMSの指針に従い、確認埋蔵量の範疇には入らない埋蔵量のうち、地質的・工学的データに基づき、確認埋蔵量より回収の可能性が低く、予想埋蔵量よりも回収が確実とされる石油・ガスの数量となっております。確率論的手法を用いて推定埋蔵量を算定する場合には、確認埋蔵量と推定埋蔵量を合計した数量に対して、回収することができる確率が少なくとも50%以上であることが必要とされております。また、予想埋蔵量の定義もPRMSの指針に従い、確認埋蔵量及び推定埋蔵量の範疇に入らない埋蔵量のうち、地質的・工学的データに基づき、推定埋蔵量より回収の可能性が低い石油・ガスの数量となっております。プロジェクトから回収される石油・ガスの数量合計が確認埋蔵量、推定埋蔵量及び予想埋蔵量の合計を上回る可能性は低く、高く見積られたシナリオに対応します。確率論的手法を用いて予想埋蔵量を算定する場合には、確認埋蔵量、推定埋蔵量及び予想埋蔵量を合計した数量を回収することができる確率が少なくとも10%以上であることが必要とされております。新規技術データの追加や経済条件及び操業条件の明確化等により不確実性が減じた場合、推定埋蔵量及び予想埋蔵量の一部は確認埋蔵量に格上げされることがありますが、現時点の推定埋蔵量及び予想埋蔵量の全量が、確認埋蔵量と同様な確実性をもって開発・生産されると見込まれるわけではありません。

当社グループ（持分法関連会社分を含む）の原油、コンデンセート、LPG及び天然ガスの推定埋蔵量及び予想埋蔵量は、当社の有価証券報告書（第4期事業年度）に記載の「第一部 企業情報 第1 企業の概況 3 事業の内容 (2)当社グループの埋蔵量」をご参照下さい。

埋蔵量の変動の可能性

埋蔵量の評価は、評価時点において入手可能な油・ガス層からの地質的・工学的データ、開発計画の熟度、経済条件等多くの前提、要素及び変数に基づいて評価された数値であり、今後生産・操業が進むことにより新たに取得される地質的・工学的データや開発計画及び経済条件等の変動に基づき将来見直される可能性があり、その結果、増加又は減少する可能性があります。また、生産分与契約に基づく埋蔵量は、同契約の経済的持分から計算される数量が生産量だけでなく、油・ガス価格、投下資本、契約条件に基づく投下資本の回収額及び報酬額等により変動する可能性があり、その結果、埋蔵量も増加又は減少する可能性があります。このように埋蔵量の評価値は、各種データ、前提、定義の変更等により変動する可能性があります。

(3) 石油・天然ガス開発事業には巨額の資金が必要となり資金回収までの期間も長いこと

探鉱活動には相応の費用と期間とが必要であり、探鉱により有望な資源を発見した場合でも、生産に至るまでの開発段階においては、生産施設の建設費用等の多額の費用と長期に亘る期間が必要となります。このため、探鉱及び開発投資から生産及び販売による資金の回収までには10年以上の長い期間を要することになります。中でも、当社が現在推進しているイクシス及びアバディの2つの大型LNGプロジェクトの開発には巨額な投資が必要であり、経済金融情勢の変化によっては資金調達の内容に影響を及ぼす可能性があります。資源の発見後、生産及び販売開始までの開発過程において、政府の許認可の取得の遅延またはその変更、予測しえなかった地質等に関する問題の発生、油・ガス価及び外国為替レートの変動並びにその他資機材の市況の高騰などを含めた経済社会環境の変化や、LNGプロジェクトにおいて生産物購入候補者からの長期販売契約に関する合意が得られないことにより最終投資判断ができない等の要因により、開発スケジュールの遅延や当該鉱区の経済性が損なわれる等の事象が生じた場合には、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) オペレーターシップ

石油・天然ガス開発事業においては、リスク及び資金負担の分散を目的として、複数の企業がパートナーシップを組成して事業を行う場合が多く見られます。実際の作業は、そのうちの1社がオペレーターとなり、パートナーを代表して操業の責任を負います。オペレーター以外の企業は、ノンオペレーターとしてオペレーターが立案・実施する探鉱開発計画や作業を吟味し、あるいは一部操業に参加しつつ、所定の資金提供を行うことで事業に参画します。

当社は、平成18年4月3日に国際石油開発と帝国石油の共同株式移転により持株会社として設立され、平成20年10月1日には両社を吸収合併し完全統合を果たしております。経営統合を通じて、両社の持つ国内外における探鉱、開発、生産それぞれの段階での豊富な操業経験をもとに蓄積したノウハウ及び技術力が結集し、当社グループは高い操業能力を有することとなったと考えております。

当社グループは、経営資源の有効活用やノンオペレーターのプロジェクトとのバランスに配慮しつつ、経営統合により大幅に強化された技術力をもとに、イクシス及びアバディの2つの大型LNGプロジェクトを中心として積極的にオペレータープロジェクトを推進していく方針であります。当社はLNG開発プロジェクトにおけるオペレーター経験は有していませんが、国内外で原油、天然ガスの開発、生産プロジェクトにおいてオペレーターとしての経験を有しているほか、インドネシアやオーストラリアなどにおけるLNGプロジェクトなどに参加し長年ノウハウ、知見等を蓄積してきており、また、メジャーを含めた他の外国の石油会社が行っているのと同様、専門のサブコントラクターや経験豊富な外部コンサルタントを起用することなどにより、LNGプロジェクトを含めたオペレータープロジェクトを的確に遂行することが可能と考えております。

オペレーターとしてのプロジェクト推進は、技術力の向上や、産油国・業界におけるプレゼンスの向上等を通じて鉱区権益取得機会の拡大に寄与することになる一方で、オペレーションに関する各種専門能力を有する人材確保上の制約、資金面での負担増大等のリスクが存在しており、これらのリスクに的確に対応できない場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 共同事業

石油・天然ガス開発事業では、前述の通り、リスク及び資金負担の分散を目的として数社以上の企業が共同事業を行う場合も多くなっており、この場合、共同事業遂行のための意思決定手続やパートナーを代表して操業を行うオペレーター等を取り決めるために、共同操業協定をパートナー間で締結するのが一般的となっております。ある鉱区において当社グループが共同事業を行っているパートナーとの関係が良好であっても、他の鉱区権益の取得においては競争相手となり得る可能性があります。

また、共同事業の参加者は原則として、その保有権益の比率に応じて共同事業遂行のための資金負担をしますが、一部パートナーが資金負担に応じられない場合などには、プロジェクトの遂行に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 災害・事故等のリスク

石油・天然ガス開発事業には、探鉱、開発、生産、輸送等の各段階において操業上の事故や災害等が発生するリスクがあります。このような事故や災害等が生じた場合には、保険により損失補填される場合を除き設備の損傷によるコストが生じ、更には、人命にかかわる重大な事故又は災害等となる危険性があり、その復旧に要する費用負担や操業が停止することによる機会損失等が生じることがあります。国内天然ガス事業においては、平成22年1月以降、従来からの国産天然ガスの生産に加えて、一部海外からの輸入LNG気化ガスを原料ガスとして購入しておりますが、輸入LNG気化ガスの購入先である都市ガス事業者等における事故、トラブルなどにより輸入LNG気化ガスの調達ができない場合には、当社顧客への供給に支障をきたすなど、当社の国内天然ガス事業に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、環境問題に関しては、土壌汚染、大気汚染及び水質・海洋汚染等が想定されます。当社グループでは、「環境安全方針」を定め、当該国における環境関連法規、規則及び基準等を遵守することは勿論のこと、自主的な基準を設け環境に対して十分な配慮を払いつつ作業を遂行しておりますが、何らかの要因により環境に対して影響を及ぼすような作業上の事故や災害等が生じた場合には、その復旧等のための対応若しくは必要な費用負担が発生し、又は、操業停止による損失等が生じることがあります。さらに、当該国における環境関連法規、規則及び基準等（新エネルギー・代替可能エネルギー等の支援策を含む。）が将来的に変更や強化された場合には、当社グループにとって追加的な対応策を講じる必要やそのための費用負担が発生する可能性があります。

当社グループは、作業を実施するにあたっては、損害保険を付保することとしておりますが、いずれの場合も、当該事故・災害等が当社グループの故意又は過失に起因する場合には、費用負担の発生により業績に悪影響を及ぼす可能性があります。また、行政処分や当社グループの石油・天然ガス開発会社としての信頼性や評判が損なわれることによって、将来の事業活動に悪影響を及ぼす可能性があります。

2 原油価格（油価）、天然ガス価格、外国為替、及び金利の変動が業績に与える影響について

(1) 油価、天然ガス価格の変動が業績に与える影響

油価並びに海外事業における天然ガス価格の大部分は国際市況により決定され、また、その価格は国際的又は地域的な需給、世界経済及び金融市場の状況を含む多様な要素の影響も受け著しく変動します。かかる事象は当社により管理可能な性質のものではなく、将来の油価、天然ガス価格の変動を正確に予測することはできません。当社グループの売上・利益は、かかる価格変動の影響を大きく受けます。その影響は大変複雑で、その要因としては以下の点が挙げられます。

海外事業における大部分の天然ガスの販売価格は、油価に連動していますが正比例していません。

売上・利益は売上計上時の油価・天然ガス価格を基に決定されているため、実際の取引価格と期中の平均油価は必ずしも一致しません。

また、国内事業における天然ガスは、平成22年1月以降、従来からの国産天然ガスに加えて、一部海外からの輸入LNG気化ガスを原料ガスとして購入しております。当社国内天然ガス販売価格は、固定価格部分と一部輸入LNG価格の変動を販売価格に反映させる部分とで形成されておりますが、LNGなど競合エネルギーの市場価格の動向が、後者の部分に対して直接の影響を及ぼすのに加えて、前者の固定価格部分に関しても年度ごとの販売先との契約協議に対して間接的な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 外国為替の変動が与える業績への影響

当社グループの事業の多くは海外における探鉱開発事業であり、これに伴う収入（売上）・支出（原価）は外貨建て（主に米ドル）となっており、損益は外国為替相場の影響を受けます。円高時には、円ベースでの売上・利益が減少し、逆に円安時には、円ベースでの売上・利益が増加します。

一方、当社は必要資金の借入にあたり、外貨建て借入を行っており、外貨建て借入金は、円高時は期末円換算により為替差益が生じ、円安時には期末円換算により為替差損が生じることから、上記の事業の為替リスクが減殺され、為替変動による損益面への影響を小さくする方向に働きます。なお、当社は一部為替リスクを減じる手段を講じておりますが、かかる手段は当社の為替リスクを全てカバーするものではなく、外国為替の変動が与える影響を完全に取り除くものではありません。

(3) 金利の変動が与える業績への影響

当社グループでは探鉱開発事業の必要資金の一部を借入金で賄っており、このうち大部分が米ドル建て6ヵ月LIBORベースの変動金利建の長期借入です。従って、当社の利益は米ドル金利変動の影響を受けます。なお、当社は、一部金利リスクを減じる手段を講じておりますが、かかる手段は当社の金利変動リスクを全てカバーするものではなく、金利の変動が与える影響を完全に取り除くものではありません。

3 海外における事業活動とカントリーリスクについて

当社グループは、日本国外において多数の石油・天然ガス開発事業を遂行しております。鉱区権益の取得を含む当社グループの事業活動は、産油国政府等との間の諸契約に基づき行われていることから、産油国における自国の資源の管理強化の動きなど、当該産油国やその周辺国等における、政治・経済・社会等の情勢（政府の関与、経済発展の段階、経済成長率、資本の再投下、資源の配分、外国為替及び外国送金の政府統制、国際収支の状況を含みます。）の変化や、OPEC加盟国におけるOPECによる生産制限の適用、当該各国の法制度及び税制の変動（法令・規則の制定、改廃及びその解釈運用の変更を含みます。）等により、当社グループの事業や業績は、保険で損失補填される場合を除き大きな影響を受ける可能性があります。

また、産油国政府は、開発コストの増加などの事業環境の変化、事業の遂行状況、環境への対応などを理由として、鉱区にかかわる石油契約の条件の変更などを含めた経済条件の変更などを求める可能性があり、仮にかかるといった事態が生じ、経済条件の変更などが行われた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

4 特定地域及び鉱区への依存度について

(1) 生産量

当社グループは、インドネシア共和国マハカム沖鉱区、アラブ首長国連邦のADMA鉱区、国内の南長岡ガス田等において安定的な原油・天然ガスの生産を行っております。当社グループにおいては、経営統合を通じて、事業地域を国内及びインドネシア、オーストラリアを中心とするアジア・オセアニア地域、中東、カスピ海沿岸地域、中南米、アフリカなどに幅広く分散し、よりバランスのとれたポートフォリオが構築されましたが、平成21年度における当社グループの生産量の地域別構成比率はコアエリアである日本を含むアジア・オセアニア地域の比率が約55%、中東地域が約30%と太宗を占めております。

当社グループは、今後ともグローバルに更なる地域バランスのとれたポートフォリオの形成を目指していく方針ですが、現状では当社グループの生産量は、特定地域及び鉱区への依存度が高いため、これらの鉱区において操業が困難になる等の問題が生じた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 主要事業地域における契約期限等

当社グループの海外における事業活動の前提となる鉱区権益にかかる契約においては、鉱区期限が定められているのが通例であります。当社グループの主要事業地域であるインドネシア共和国マハカム沖鉱区におけるプロジェクトの生産分与契約の期限は、当初は平成9年3月30日でしたが、平成3年に延長が認められ、現在では平成29年12月31日となっております。また、ADMA鉱区におけるコンセッション契約に基づく鉱区権益の期限は、平成30年3月8日（ただし、上部ザクム油田は平成38年3月8日まで延長されています。）となっております。当社グループでは、これらの契約の再延長に向けてパートナーとともに努力する方針ですが、再延長されない場合や再延長に際し契約条件が不利に変更された場合には、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。また、再延長された場合でも、その時点における残存可採埋蔵量は減少することが見込まれております。当社グループでは、これに代替し得る鉱区権益の取得を図っておりますが、代替し得る油・ガス田の鉱区権益を十分取得できない場合には、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。さらに、現在探鉱中の鉱区においても契約に探鉱期間が設定されており、鉱区内において商業化の可能性がある原油・天然ガスの存在を確認している場合であっても、当該期間終了までに開発移行の決定ができない場合などにおいては、産油国政府との協議により当該期間の延長、猶予期間の設定などに向けて努力する方針ですが、かかる協議が不調に終わった場合には、当該鉱区からの撤退を余儀なくされる可能性があります。また、一般に、契約につき、一方当事者に重大な違反があるときには、契約期限の到来前に他方当事者から契約解除をすることができるのが通例ですが、これら主要事業地域における契約においても同様の規定が設けられております。当社グループにおいては、そのような事態はこれまで発生したことはなく、今後についても想定しておりませんが、もし契約当事者に重大な契約違反があった場合には、期限の到来前に契約が解除される可能性があります。

また、海外における天然ガス開発・生産事業においては、多くの場合、長期の販売契約・供給契約に基づいて天然ガスを販売・供給しており、それぞれ契約期限が定められております。これらの契約における期限の到来までに、延長又は再延長に向けてパートナーとともに努力する方針ですが、延長又は再延長されない場合や延長された場合でも販売・供給数量の減少などがあった場合には、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

5 生産分与契約について

(1) 生産分与契約の内容

当社グループはインドネシア、カスピ海周辺地域などにおいて生産分与契約による鉱区権益を多数保有しておりますが、そのうち多くの契約を締結しているインドネシア共和国の場合、当社グループはこれまで鉱業権を持つプルタミナ社との間で生産分与契約を締結することで、当該鉱区における石油・天然ガスを探鉱開発する権利を取得してきました。なお、インドネシア共和国における平成13年11月23日発効の新法制定により、鉱業権のプルタミナ社による独占的保有は解消され、大統領直轄の政府機関であるBPMIGAS(インドネシアにおける石油・天然ガスの上流事業に関する監督規制の政府執行機関)との間で、契約を締結することとなりました。既存の契約については、インドネシア共和国側当事者をBPMIGASに変更する手続きを行っております。

生産分与契約は、一社又は複数の石油・天然ガス開発会社がコントラクターとして、産油国政府や国営石油会社から探鉱・開発のための作業を自身のコスト負担で請負い、コストの回収分及び報酬を生産物で受け取ることを内容とする契約です。すなわち、探鉱・開発作業の結果、石油・天然ガスの生産に至った場合、コントラクターは負担した探鉱・開発コストを生産物の一部より回収し、さらに残余の生産物(原油・ガス)については、一定の配分比率に応じて産油国又は国営石油会社とコントラクターの間で配分します(このコスト回収後の生産物のコントラクターの取り分を「利益原油・ガス」と呼びます。なお、天然ガスの場合は販売がインドネシア共和国側で行われることから、コストの回収分及び利益ガスを現金で受け取ります。)。これに対して、探鉱作業の失敗や生産量の減少等により期待した生産を実現することができない場合には、コントラクターは投下した資金の全部又は一部を回収できないこととなります。

(2) 生産分与契約の会計処理

当社グループが生産分与契約に基づき鉱区権益を保有している場合は、上述のとおりコントラクターとして当該鉱区の探鉱・開発作業に係る技術・資金を投下し、当該鉱区にて生産される生産物により投下した作業費を回収し、作業費回収後の残余生産物の一部を報酬として受け取っています。

生産分与契約に基づき投下した作業費は、将来回収が期待される資産として貸借対照表の生産物回収勘定に計上しています。生産開始後は、同契約に基づく作業費回収額を生産物回収勘定から控除します。

当該生産分与契約に基づき引き取る生産物は、作業費の回収部分と報酬部分に分けられるため、売上原価計算の方法にも特徴があります。すなわち、引き取った生産物の金額は一旦生産物引取原価として売上原価に計上し、そのうち事後的に算定される報酬部分である生産物の金額を売上原価の調整項目(無償配分生産物)に計上します。従って、売上原価には、報酬部分控除後の作業費回収部分のみが計上されることとなります。

6 アザデガン油田開発プロジェクトについて

(1) アザデガン油田開発プロジェクトの概要

当社は、平成16年2月18日、National Iranian Oil Company(イラン国営石油会社)及びその子会社であるNaftiran Intertrade Co. Ltd.(NICO)との間でイラン・イスラム共和国アザデガン油田の評価・開発に係わるサービス契約に調印し、同年3月14日に発効いたしました。アザデガン油田は、イラン・イスラム共和国クゼスタン州の州都であるアフワズから南に約80kmの場所に位置しており、平成11年に発見されました。

当社のプロジェクトへの現在の参加比率は10%であります。現在、イラン側など本プロジェクトの当事者間でプロジェクトの今後の進め方について、協議を続けております。仮に、今後の進め方について当事者間の協議が不調に終わるなど、本プロジェクトの遂行に支障が出る場合などには投資額の回収が計画どおりに進まないあるいは回収が困難になる可能性があります。

(2) 国連安保理による対イラン制裁決議の影響

国連安全保障理事会では、平成18年12月に、主にイランの核開発に関連した人、資金、物資の流れに関する措置を含む対イラン制裁決議が採択され、平成19年3月、平成20年3月にもそれぞれ同措置の対象を拡大する決議が採択されており、平成20年9月にもこれまでの安全保障理事会決議を遵守し、IAEA理事会の要請に応えることを求める決議が採択されています。さらに平成22年6月には新たな制裁措置を含む内容の決議が採択されています。

(3) 米国1996年イラン制裁法等による米国における対イラン制裁強化の動きの影響

米国1996年イラン制裁法（旧1996年イラン・リビア制裁法）は、イランによる大量破壊兵器の獲得及び国際テロ支援の阻止を目的とする米国の法律です。同法では、同国に年間2,000万米ドル以上の投資を行い、当該投資が同国における「石油資源開発に著しくかつ直接貢献した」と米大統領が判断する者等に対して米国内外無差別に、以下の9つの制裁のうち3つ以上の制裁が課されることとなっております（下記 乃至 の制裁は平成22年7月1日に成立した同法の改正において追加されました。改正前の同法では、下記 乃至 及び の6つの制裁のうち2つ以上の制裁が課されることとなっております。）。

米国輸出入銀行による制裁対象者への輸出支援の禁止

米国当局による制裁対象者向けの輸出許可発行の禁止

米国金融機関による制裁対象者への年間1,000万米ドル以上の融資の禁止

制裁対象者が金融機関である場合、当該金融機関の米国債引受け等の禁止

制裁対象者から米国政府が物資等を調達することの禁止

米国の管轄権が及び、かつ制裁対象者が利害関係を有する為替取引の禁止

米国の管轄権が及び、かつ制裁対象者が利害関係を有する金融機関間又は金融機関経由の資金移転又は資金支払いの禁止

米国の管轄権が及び、かつ制裁対象者が利害関係を有する資産の取得、保有、使用、譲渡、輸出入その他の取引の禁止

米国の「国際緊急事態経済権限法」に基づく制裁対象者からの輸入制限

これまで、イランにおける石油資源開発に投資する外国石油企業に対して、同法による制裁が課されたことはなく、また、一国の法律の他国での域外適用は国際的に認められないこととされておりますが、アザデガン油田開発プロジェクトに係る事業活動に対する同法の適用について、米国政府が将来どのような判断を下すかは現時点では予想できません。仮に、米国政府が同法による制裁を同プロジェクトに係る事業活動に課す旨の決定をした場合には、同プロジェクトや当社の他の事業の推進に間接的に悪影響が及ぶ可能性があります。

また、米国内では、上記の連邦レベルでの制裁強化に加えて州議会レベルでもイランへの制裁措置を実施する動きがあり、フロリダ州やルイジアナ州などの複数の州において、イランで事業を実施する会社を対象とした州公的年金基金等による株式保有の抑制及び保有株式処分を推進或いは義務化する内容の州法が成立しております。

7 国との関係について

(1) 当社と国との関係

本有価証券届出書提出日（平成22年7月8日）現在、当社の発行済普通株式の約29.35%及び甲種類株式は経済産業大臣が保有しておりますが、当社の経営判断は民間企業として自主的に行っており、国との間で役員派遣等による支配関係もありません。また、今後もそのような関係が生じることはないものと考えております。さらに国との間での当社の役員の兼任及び国の職員の当社への出向もありません。

(2) 経済産業大臣による当社株式の所有、売却

経済産業大臣は、現在当社の発行済普通株式数の約29.35%の株式を保有しております。このため、今後、経済産業大臣は、後述の答申の趣旨に従い、売出し等により国内外で当社株式を売却する可能性があり、そのことが当社の株式の市場価格に影響を及ぼす可能性があります。

また、経済産業大臣は当社甲種類株式1株を保有しておりますが、甲種類株主である経済産業大臣は、当社普通株主総会又は取締役会決議事項の一部について拒否権を有しております。甲種類株式に関する詳細については後記「9 甲種類株式について」をご参照ください。

8 政府及び独立行政法人が保有する当社グループのプロジェクト会社の株式の取扱いについて

(1) 石油公団が保有していた当社グループのプロジェクト会社の株式の取扱い

平成17年4月1日付で解散した石油公団が保有していた石油資源開発関連資産の整理・処分については、経済産業大臣の諮問機関である総合資源エネルギー調査会の石油分科会開発部会「石油公団資産評価・整理検討小委員会」により、「石油公団が保有する開発関連資産の処理に関する方針」（以下、「答申」といいます。）が平成15年3月18日に発表されております。

「答申」において、国際石油開発（平成20年10月1日付で当社が同社を吸収合併、以下同じ。）は中核的企業を構成すべきものと位置づけられ、ナショナル・フラッグ・カンパニーとして我が国のエネルギー安定供給の効率的な確保という政策目標の実現の一翼を担うことが期待されていることから、同社（及び平成20年10月1日付で当社が国際石油開発を吸収合併して以降においては当社）ではこれを受け、政府による積極的な資源外交との相乗効果を生かし、我が国のエネルギー安定供給の効率的な確保という政策目標の実現を図るとともに、透明性・効率性の高い事業運営の推進により、株主価値の最大化を目指すこととまいりました。

その結果、答申において提言された石油公団保有株式の譲受け等による統合に関して、平成16年2月5日付で「石油公団保有資産の国際石油開発株式会社への統合に関する基本合意書」（以下、「統合基本合意書」といいます。）及び統合基本合意書に附属する覚書（以下、「覚書」といいます。）を締結し、平成16年3月29日付で、国際石油開発と石油公団は統合の対象となる会社、統合比率等に関する詳細について合意に達し、「石油公団保有資産の国際石油開発株式会社への統合に関する基本契約」ほか関連契約を締結しました。

統合基本合意書において国際石油開発への統合対象となった4つの会社のうち、ジャパン石油開発、インベックスジャワ株式会社及びインベックスエービーケー石油株式会社の3社については平成16年に統合を完了しました。インベックス南西カスピ海石油株式会社については、株式交換により国際石油開発の完全子会社とすべく手続を進めましたが、株式交換契約の条件が成就しなかったため同契約は失効し、予定していた株式交換が取り止めとなり、その後、平成17年4月1日付の石油公団の解散に伴い、同社の石油公団保有株式は、経済産業大臣に承継されております。当社としては引き続き当該株式の取得の可能性につき検討しておりますが、当該株式に係る経済産業大臣の今後の取扱方針は未定となっており、今後、当社による当該株式の取得が実現しない可能性もあります。

平成16年2月5日付の覚書においては、サハリン石油ガス開発株式会社（以下、「サハリン石油ガス開発」といいます。）、インベックス北カンボス沖石油株式会社、インベックス北マカッサル石油株式会社（平成20年12月19日に清算終了）、インベックスマセラアラフラ海石油株式会社、インベックス北カスピ海石油株式会社についての取扱いが国際石油開発と石油公団の間で合意されております。サハリン石油ガス開発の株式の取扱いについては、後記「(2) 政府が保有するサハリン石油ガス開発の株式の取扱い」をご参照ください。サハリン石油ガス開発以外の上記各社の石油公団保有株式の国際石油開発への譲渡については、産油国や共同事業者の同意が得られること、適切な資産評価が可能となること等の前提条件が整い次第、現金を対価として譲渡することとなっておりますが、平成17年4月1日付の石油公団の解散に伴い、上記各社の石油公団保有株式は、経済産業大臣に承継されたインベックス北マカッサル石油株式会社に係る株式を除き、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下、「資源機構」といいます。）に承継されております。資源機構は、同機構の中期目標、中期計画において、石油公団から承継した株式については、適切な時期に適切な方法を選択して処分することとしていますが、上記各社の資源機構保有株式の譲渡の時期、方法は未定となっており、今後、当社による上記各社の株式の取得が実現しない可能性もあります。

(2) 政府が保有するサハリン石油ガス開発の株式の取扱い

経済産業大臣はサハリン石油ガス開発の普通株式の50%を保有しています。サハリン石油ガス開発は、サハリン島北東沖大陸棚における石油及び天然ガス探鉱開発事業を遂行するために平成7年に設立された会社であり、同社は米国エクソンモービル社をオペレーターとするサハリンプロジェクトの30.0%の権益を有しています。同プロジェクトは、原油及び天然ガスの先行生産を目的とした第一次開発（フェーズ1）として、平成17年10月より生産を開始しております。さらに、天然ガス本格生産のための追加開発作業（フェーズ2）を行う構想があります。なお、当社は同社発行済み普通株式の約5.74%を保有しています。

前述の答申において、サハリン石油ガス開発は、国際石油開発及びジャパン石油開発とともに、日本の石油・天然ガス開発事業における中核的企業を構成すべきものとされています。

同答申を踏まえ、経済産業大臣が石油公団より承継したサハリン石油ガス開発の発行済み普通株式(50.0%)のすべてを国際石油開発を含む同社の民間株主が取得することとされており、当社が、同社の発行済み普通株式の最大33%を保有し、同社の筆頭株主になることを想定しております。ただし、当該株式の取得にあたっては、同社の共同事業者やロシア政府機関等の承諾が必要となる場合には、これらの承諾が得られることが前提となります。加えて、同社の株主構成や譲渡価格等についても、今後、合意に至る必要があります。

同社株式の追加取得が実現した場合には、当社グループは、アジア・オセアニア、中東、カスピ海等に加えて、ロシアの石油・天然ガス資産についても相当の持分を有することとなり、当社グループの海外資産ポートフォリオをよりバランスのとれたものとするに貢献するものと期待されます。

ただし、想定どおり経済産業大臣と同社株式の追加取得について合意に至り追加取得が実現するか否か、また、追加取得が実現する場合でも具体的な取得内容及び取得時期については現時点ではいずれも未定であり、当社による同社株式の追加取得が実現しない可能性もあります。

9 甲種類株式について

(1) 種類株式の概要

導入の経緯

当社は、国際石油開発と帝国石油の株式移転による経営統合により、平成18年4月3日付で持株会社として設立されておりますが、これに伴い、国際石油開発が発行し、経済産業大臣が保有していた種類株式が当社に移転され、同時に当社が同等の内容の当社種類株式(以下、「甲種類株式」といいます。)を経済産業大臣に対し交付しております。もともと、国際石油開発において発行された種類株式は、前記「8 政府及び独立行政法人が保有する当社グループのプロジェクト会社の株式の取扱いについて」において記述した答申において、国際石油開発が中核的企業を構成すべきものと位置づけられ、ナショナル・フラッグ・カンパニーとして我が国向けエネルギーの安定供給の効率的実現の一翼を担うことが期待され、かかる観点から、同答申を受け、外資による同社の経営支配等の可能性を排除しつつ、経営の効率性・柔軟性を不当に阻害しないよう透明性が高く必要最小限の措置として発行されたものです。当社は、同答申の考え方を踏まえつつ、甲種類株式が当社にとっても投機目的による敵対的買収や乗っ取り等の危険を防止する手段として有効なものと考えられることからこれを発行したものです。

株主総会議決権、剰余金の配当、残余財産分配、償還

法令に別段の定めがある場合を除き、甲種類株式は当社株主総会において議決権を有しません。剰余金の配当及び残余財産の分配については普通株式と同額となります。甲種類株式は、当該甲種類株主から請求があった場合、又は甲種類株式が国若しくは国が全額出資する独立行政法人以外の者に譲渡された場合には当社取締役会の決議により償還されます。

定款上の拒否権

当社経営上の一定の重要事項(取締役の選解任、重要な資産の処分、定款変更、統合、資本の減少及び解散)の決定については、当社株主総会又は取締役会の決議に加え、甲種類株式に係る甲種類株主総会の承認決議を要する旨、当社定款に定められています。従って、甲種類株式を保有する経済産業大臣は、甲種類株主としてこれら一定の重要事項につき拒否権を有することとなります。甲種類株主の拒否権が行使可能な場合については、当社の有価証券報告書(第4期事業年度)に記載の「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 発行済株式の注記2」をご参照下さい。

ガイドラインに定める拒否権の行使の基準

かかる拒否権の行使については平成20年経済産業省告示第二百二十号(以下、「告示」といいます。)においてガイドラインが設けられており、以下の一定の場合にのみ拒否権を行使するものとされています。

- ・取締役の選解任及び統合に係る決議については、それらが否決されない場合、中核的企業として我が国向けエネルギー安定供給の効率的な実現に果たすべき役割に背反する形での経営が行われていく蓋然性が高いと判断される場合。
- ・重要な資産の処分に係る決議については、対象となっている処分等が、石油及び可燃性天然ガスの探鉱及び採取する権利その他これに類する権利、あるいは、当該権利を主たる資産とする当社子会社の株式・持分の処分等に係るものである場合であって、それが否決されない場合、中核的企業として我が国向けエネルギー安定供給の効率的な実現に果たすべき役割に否定的な影響が及ぶ蓋然性が高いと判断される場合。

- ・ 当社の目的の変更に関する定款変更、資本の減少及び解散については、それらが否決されない場合、中核的企業として我が国向けエネルギー安定供給の効率的な実現に果たすべき役割に否定的な影響が及ぶ蓋然性が高いと判断される場合。
 - ・ 当社普通株式以外の株式への議決権の付与に関する定款変更については、それが否決されない場合、甲種類株式の議決権行使に影響を与える可能性のある場合。
- なお、上記のガイドラインについては、エネルギー政策の観点から告示を変更する場合についてはこの限りではないことが規定されております。

(2) 甲種類株式のリスク

甲種類株式は、外国資本による経営支配等の可能性を排除しつつ、経営の効率性・柔軟性を不当に阻害しないよう、必要最小限の措置として発行されたものでありますが、甲種類株式に関連して想定されるリスクには、以下のものが含まれません。

国策上の観点と当社及び一般株主の利益相反の可能性

経済産業大臣は告示に規定された上記のガイドラインに基づき拒否権を行使するものと予想されますが、ガイドラインは、我が国向けエネルギー安定供給の効率的な実現の観点から設けられているため、経済産業大臣による拒否権の行使が当社又は当社の普通株式を保有する他の株主の利益と相反する可能性があります。また、エネルギー政策の観点から上記ガイドラインが変更される可能性があります。

拒否権の行使が普通株式の価格に与える影響

甲種類株式は、上記に述べたように当社の経営上重要な事項の決定について拒否権を持つものであるため、特に、実際にある事項について拒否権が発動された場合には、当社普通株式の市場価格に影響を与える可能性があります。

当社の経営の自由度や経営判断への影響

前述のような拒否権を持つ甲種類株式を経済産業大臣が保有していることにより、当社は、上記各事項については甲種類株主総会の決議を要することとなるため、当社は経済産業大臣の判断によってはその経営の自由度を制約されることとなります。また、上記各事項につき甲種類株主総会の決議を要することに伴い、甲種類株主総会の招集、開催及び決議等の各手続に、また必要に応じて異議申立の処理に一定期間を要することとなります。

10 兼任社外取締役について

当社の取締役会は現在16名の取締役で構成されておりますが、うち4名は社外取締役であります。

社外取締役4名は、いずれも当社の事業分野に関して長年の知識、経験を有する経営者等であり、当社としては、専門的、客観的立場から当社の事業運営に意見を述べ、当社事業の発展に寄与することを期して、取締役を委嘱しております。なお、かかる取締役は、当社株主である石油資源開発株式会社、三井石油開発株式会社、三菱商事株式会社及び新日本石油株式会社（同社は平成22年7月1日付で「X日鉱日石エネルギー株式会社」に商号変更しております。）（以下、「当社株主会社」といいます。）の取締役等を兼任しております。

一方、当社株主会社はいずれも当社グループの事業と同一分野の事業を行っている企業であることから、競業その他利益相反の可能性があり、コーポレート・ガバナンス上の特段の留意が必要であると認識しております。

このため、当社では、当社取締役が会社法上の競業避止義務、利益相反取引への適切な対処や情報漏洩防止等に関して、常に高い意識をもって経営にあたり、当社取締役としての職務を的確に遂行していくことの重要性に鑑み、社外取締役を含む全取締役から、これらの点を確認する「誓約書」を受理しております。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

国際石油開発帝石株式会社 本店
(東京都港区赤坂五丁目3番1号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

該当事項はありません。